

昭和廿二年三月

炭礦労働者の勤勞所得税に対する特別措置の件  
(案本)

昭和二十二年十月三日閣議決定の石炭非常増産対策要綱オニ要領(三)の二十四時間制実施に關する三作業方式の誠実な実行となす坑内直接夫↑採束、充填振進、仕練束)及坑内係員に対する本方式実行に伴ふ能率向上による所得で一定基準以上のものに対する所得税についての特別措置は左記による

記

一石炭非常増産対策要綱に基く二十四時間制実施に關する三作業方式の誠実な実行となす

坑内直接夫及坑内係員の勤勞所得税額と石炭礦労働者所得税と三割五分以上の累進率を停止したるものとして計算したる税額との差額と炭礦經營者に於て負担したる場合右負担のため運轉資金の不足を生じたる者に対しては復興金融(金庫)して融資せしめる

二本措置は十二月分所得より実施し次期炭價改正迄行ふものとす

註本措置により融資を必要とする金額は一ヶ月分約五十万円(該当人員ニッ万人一人当二百五十円)であるが差支り融資を必要とする額は十二月分及一月分計一億円である

理由

二十二年十月三日閣議決定の石炭非常増産  
 対策要綱に於て二十四時間制実施に關する三  
 作業方式の誠実なる実行となす。坑内直接夫  
 (採炭充填掘進仕線夫)及坑内係員に對する  
 本方式実行に伴ふ能率向上による所得が一定  
 基準以上のものに對する所得税に對しては  
 特別措置と取ることに決定されてゐるが十  
 二月以降に於て炭礦労働者は三作業方式  
 を実行し石炭の飛躍的増産を示してゐる  
 ので至急前記特別措置と実施する要あり。